

平成29年勝浦町マラソン議会（みかん会議）会議録第4日目

1 招集年月日 平成29年11月17日

1 招集場所 勝浦町議会議場

1 開閉日時及び宣告

開議 11月17日 午前9時30分 議長 節 公 一

散会 11月17日 午前11時17分 議長 節 公 一

1 出席及び欠席議員

○出席議員（9名）

1番	仙才守	2番	松下一一
3番	美馬友子	4番	麻植秀樹
5番	松田貴志	6番	節公一
7番	国清一治	8番	森本守
9番	井出美智子		

○欠席議員（1名）

10番 大西一司

1 地方自治法第121条第1項により説明のために出席した者の職及び氏名

町長	中田丑五郎	副町長	藪下武史
教育長	椎野和幸	企画総務課長	山田徹
税務課長	久木喜仁	産業交流課長	海川好史
住民課長	中瀬弘晴	建設課長	柳澤裕之
福祉課主幹	木村美枝	教育委員会事務局長	笹山芳宏
勝浦病院事務局長	笠木義弘	出納室長	後藤信之
地方創生推進室長	石木正昭	簡易水道対策室長	松本博文

1 職務のため出席した者の職氏名

事務局長 河野稔彦

1 議事日程（第4号）

開議宣言

日程第1 諸般の報告

日程第2 町政に対する一般質問

日程第3 議案第1号 平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）について

日程第4 議案第2号 勝浦町の公の施設の指定管理者の指定について

日程第5 議案第3号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第6 議案第4号 特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第5号 国民健康保険勝浦病院医療用電子内視鏡システム導入事業に係る物品購入契約の締結について

日程第8 発議第1号 核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書について

日程第9 発議第2号 道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について

日程第10 議員派遣について

1 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで（第4号）

1 会議の経過

別紙のとおり

~~~~~

午前9時30分 開議

○議長（筈 公一君） 皆さんおはようございます。

ただいまから平成29年勝浦町マラソン議会みかん会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ配付のとおりでございます。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第1，諸般の報告を議題とします。

大西議員から欠席の届け出が出ていますので、ご報告しておきます。

監査委員から平成29年10月分の例月出納検査の結果について報告書が提出されていますので、ご報告しておきます。

次に、法第121条第1項の規定により、説明者として出席を求めたのは中田町長、藪下副町長、椎野教育長、山田企画総務課長ほか関係課長でございます。

なお、岡本福祉課長が所用により欠席ですので、木村主幹がかわりに出席しております。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第2，町政に対する一般質問は取りやめといたします。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 日程第3，議案第1号，平成29年度勝浦町一般会計補正予算（第4号）についてから日程第5，議案第3号，徳島県市町村総合事務組合規約の変更についてまでを一括して議題とします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） ご異議ありませんので、そのように決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第1号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

一般会計補正予算（第4号）についてであります。

質疑ございませんか。

仙才議員。

○1番（仙才 守君） 簡単な確認ですけれども、9ページの総務管理費、委託料の約470万円というのが出ておりますけれども、これは委託料ということで業務委託料ということになってますが、見積もりの内容というのはそのエンジニアか何かの人件費で、単位は何日とか時間とか、何かそういうことになつとるんでしょうか。そうなつとるんだつたら、どのくらいなのかお聞かせください。

○議長（筈 公一君） その点だけ。その点だけで。その点だけですか。

○1番（仙才 守君） そうです。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） ご質問にお答えをいたします。

委託料でございます。そして、内訳につきましては、基本的なソフト会社がつくっておりますパッケージ代、それと議員さんのおっしゃっておられましたような人件費というふうなことでございます。単価につきましては、何人日というふうな、1人の方が何日勤務するかというふうな計算でございます。単価は5万円で計算がされております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 仙才議員。

○1番（仙才 守君） その5万円の何日なんですか。

○議長（筈 公一君） ほんで、聞くことあったら、もうついでに聞いてよ。2回までやけん。

○1番（仙才 守君） あっ、2回まで。

○議長（筈 公一君） 今の答弁に対して、うん、ほかに聞くことがあるんだつたら。

○1番（仙才 守君） パッケージっていうと、それはその委託料になるんですか。買うたのではないんですか。ということ。その2点。

○議長（筈 公一君） 山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） パッケージの費用につきましては、委託料の中に含まれているものでございます。基本的に委託料、本来役場が支払うべきものにつつま

しては、目的、性質に応じて分類して支払いするのが基本ではございます。ただ、その中の主な大きな部分においてをもってトータルで支払いするというふうなことは可能というか、そういうふうなことをするような部分が一般的な部分については委託料で支払うというふうなことでございます。

それと、あともう一点の日数でございますが、パッケージというか業務が大体2項目ほどございます。1項目は、住民情報システム、基本的な住基台帳のシステムになろうかと思っておりますけれども、そちらのほうの改修、それともう一つは、住民基本台帳ネットワークシステムの改修というふうな2本立てでございます。そして、住民基本台帳の対応の分でございますが、40日程度を見込んでおります。あと、住民基本台帳ネットワークシステムの分が5日程度を見込んでおります。こちらのほうにつきましては、現地での運用作業とか操作説明、本稼働の立ち会いなども日数としては入っております。

以上でございます。

○議長（筈 公一君） 日数。工数。

○企画総務課長（山田 徹君） 日数で……。

○議長（筈 公一君） 1人が40日するんか。工数のほうがわかりやすいと思うんですけど。

○企画総務課長（山田 徹君） 1人の方がかかった場合のトータルの日数でございます。工数で……。

○議長（筈 公一君） いや、工数っていうことは、ほなけん、40工数あったら、例えば2人だったら20日間にするということ。

○企画総務課長（山田 徹君） そういうことです。

○議長（筈 公一君） ほなけん、これ工数っていうことやな。

○企画総務課長（山田 徹君） ほな、工数ということで、そちらのほうのわかりやすければ、そういうふうな話でございます。

○議長（筈 公一君） じゃあ、それでいいですか。

ほかに。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第1号、補正予算について質疑いたします。

2点質問させていただきます。

総務費の企画費、空き家改修事業補助金についてであります。今年度当初計上していた事業費で足りなくなって、今回新たにこの補正を組むことになっております。一昨年よりこの事業を進めておられると思いますが、現状においてその家主さんが自主的に改修を申し出て、この補助金を利用したケースというのが何件ぐらいあるか。私が聞きたいのは、その中で町に対して空き家を紹介してくれないかという依頼があって、町がその家主さんに対して、こういった入居希望があるので、こういった補助金を利用して、その要望に応じてくれないかというあっせんをしたケースはこのうち何件あるのかと、ほの内訳について教えていただきたいと思っております。

2点目は、商工費のインバウンド事業補助金です。先日の第一読会で内訳等については説明いただきましたが、これ以降、新たな費用が発生して、補正予算としてまたこういった形で追加予算として出ることにも想定をしているのかどうかという点について、その2点についてお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、1点目の移住支援補助金についてでございます。

この補助金につきましては、所有者及び借り主に対して助成ができるといった制度となっておりまして、28年度につきましては所有者に対して改修補助金を出したケースというものが2件ございます。この2件につきましては、町が雇用しております地域おこし協力隊や救急救命士関係に対しての補助金ということで、所有者に対しての助成ということでございます。

また、29年度につきましては、現在ちょっと見込みのところもあるんですけども、3件程度が所有者に対しての助成となる見込みでございます。そのうち、空き家、町から家主に対してっていうようなところにつきましては、町のほうでそういった情報を空き家バンクに登録していただくと。事前に空き家バンクに登録した場合には、その空き家バンク、当然登録していただいとう物件につきましては貸す意思があるっていうことですので、お貸しできませんかっていうような話は持っています。こういった場合については、移住者と所有者との間である程度意思疎

通というか、この人に貸したいよってというような情報があって、町のほうに相談していただいて、空き家バンクに登録していただいてってというようなケースが多いかというふうに思っております。

それから、もう一点目につきましては、インバウンド関係の補助金でございますが、現在のところは今補正に150万円という補助金を提案しているわけでございますが、今のところはこれで対応できるっていうふうに考えておまして、今後そういった急遽必要な補助金というか、必要な経費っていうのが想定というか、ほういうことがわかった段階では、また議会のほうにもご相談させていただくこともあるのかもわかりませんというところで、ご答弁とさせていただきます。

○議長（笹 公一君） 副町長、追加の説明ある。

藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 予算の関係についてのご質問でございます。

10月の町民の声の際に一括した形のご質問ございまして、そのときにつきまして補助金についてのご質問ございました。そのときのご回答としまして、本来これ30年度4月4日ということなので、会計年度を厳密に言いますと30年度の事業でございます。ただ、当初予算の成立は当然いけるんですが、それを待ちますと準備ができない。施設整備であるとか、事前に準備しなければならないものがございます。これについて今年度予算の補正予算でお願いしたいということで、今議会でのご提案させていただきます。

今年度につきましては今ご説明させていただいてる内容でいけるだろうというところで現時点では思っておりますが、今後事業を詰めていく中で、今年度中にしなければいけない事業がもし仮に出てまいりましたら、その際については再度議会のほうにお諮りして、ご相談させていただきたいと。残りの来年度の支出で間に合う分については当初予算で計上させていただくというご説明をさせていただいたと思えますし、これにつきましては現在も変わっておりませんが、今後当初予算につきましては、内部でのまた予算立ての際に精査をしていって、必要なものについてお願いするという事で、もちろん経費の削減とか、そういったものにつきましては十分に検討もしてまいりたい。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 松田議員。

○5番（松田貴志君） 答弁いただきました。

まず、1点目の改修の部分についてであります。現時点で私の認識としては、空き家バンクとしての機能が活かされていないというか、運用がしっかりとできていないように私は感じるんです。

まず、その一番の理由として、空き家バンクにどういう物件が登録されているかっていうのが広報周知できていない。特に、ホームページ等でこの勝浦町っていう町でどんな空き家があるんかなっていうのが現状においては紹介されていないので、移住者も勝浦町ってどんな町なんかなって、どういう住むとこ、空き家があるんかなっていう情報が得られる手段が現時点でないんです。窓口に電話して、さらには産業交流課のほうに訪れてその情報を聞くっていう、このハードルを少しでも下げるとともに、今以上の情報提供を、そういった組織体制っちゅうんも必要だと思いますので、そこはしっかりと努力してほしいと思いますし、また現時点では家主さんと移住者との間である程度煮詰まった段階で改修されたりもしてるようですけども、理想はある程度空き家バンクに登録する中で、こういった需要がありますよっていう部分を家主のほうに情報提供して、またこういった有利な補助金がありますので、いつでも対応できるように即入居できるような空き家というのを用意しておくのが空き家バンクとしての機能を生かす一番の手立なんかなって思いますので、この点についてもちょっと努力してほしいと思います。この点について最後に見解をお聞きしたいと思えます。

もう一点については、インバウンドについてはこれ以降、副町長もいろんなところに視察に行ったり、また関連団体と協議をしたりするという予定をこの間説明してましたよね。そういった中で、やっぱり人を動かすようになると思うんです。現時点でこの人に関しての予算っていうんは余り入ってないんです。物品に対する部分の予算が多いので。人が動くとなると何かしらの予算が動いてくるっていうのは想定できると思いますので、そこらあたりはこれから年末にかけていろいろと、どれぐらいの人を動かして、どれぐらいのボランティアに来てもらって対応せないかんのかっていう、ある程度のめどは立つと思いますので、また早い段階で補正が必要となるのであれば、1月会議、または2月会議、毎月開催されておりますので、早い段階でのまた



補正という形での計上のほうをお願いして、私たち議会も、その予算の計上がどういったものであるかちゅうんもきっちりと精査する中で、協力もしていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。

ほな、1点だけ答弁をお願いします。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） まず、空き家バンクの利活用の話でございますが、現在ホームページ等では公開ができておらないというのが現状でございます。そのあたりのことにつきましては、今現在、電話なり移住相談なりを受けた段階で、実際にほのバンクで登録しておる資料について、勝浦町への移住の目的は何かといったような状況をまずはヒアリングさせていただいております。それで、そういったどういう目的で、どういう仕事をして勝浦町に住むのですかっていうようなところを中心に、将来どういうふうなおつもりですかかっていったことも含めて、ヒアリングをさせていただいておるといったところなんです。そういった状況を聞き取りをいたしまして、それから最後の空き家についてのこういった空き家がありますよって、ただ修繕が必要ですよっていった詳しい情報も含めて、耐震の状況はこういう状況になっておりますよといった状況も含めて、ご説明をしておるっていったところが実態でございます。

ただ、一概に全てを空き家、ホームページ等に公開をいたしますと、この空き家をすぐに見せてくれといったような状況があるっていうことも周辺市町村からもちょっと情報としていただいておりますので、そこら実態に、勝浦町に必要な人材っていうような形で、必要な人材についてはどんどん移住していただくといったようなスタンスで進めていくのも一つの勝浦町の移住施策として必要でないのかなっていうふうにも考えておりますので、今後ホームページ等での広報内容については、もう少し周辺なり先進自治体の情報も確認しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 藪下副町長。

○副町長（藪下武史君） 人件費等々についてのご質問でございます。

先般資料としてお示しさせていただいたものにつきましては、おっしゃるとおりのハード関係とか備品関係が多うございました。先ほど申しましたように、新年度、いわゆる4月以降の支払い等々で可能なものにつきましては、やはりそういった人件費

等々ございます。今も、これから当初予算の査定っていうか精査をしていくっていうことで、詳細についてはこれからということでございますけれども、ボランティアの方への経費とか、それからそれに関連するこちらのほうに、町内の方についても、幾らボランティアといたしましても全く手弁当っていうわけにはいかないと思うので、せめて食事とか、それに必要な経費については手当する必要があるかと思えます。町外の方をお願いするのであれば、なおさらそれにプラス交通の関係、これにつきましてもどういった形で来ていただくのがいいのかっていうのは、これから昨日までもご説明したような各団体を回る中で、どういう形がいいのか、こういったのも詰めていく必要でございます。そういったものも含めると、ある程度の経費については当初予算でお願いするようになろうかと思えます。

そういったものについてはまとめてこれからまたご審議いただくわけでございますが、それ以外に緊急希薄ですか、想定してなかったもので突然必要になるものもあるかと思えます。これにつきましてはまた、先ほども申しましたように、議会のほうにお諮りしたいと思っておりますし、これまで私ども申しましたとおり、町民の皆様にもお手伝いをいただく以上、情報は詳細にお伝えして、この事業自体が町の活性化に向けてどれだけ重要な事業であるかっていうことをご理解いただきたいと思いますので、機会を捉えて、今回もいろいろ議会でも一般質問でご質問いただきました。私どもとしましてもこれはいい機会でございますので、丁寧なお答えをさせていただいたところでございますけれども、今後もこのスタンスは貫いていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（節 公一君） ほかに。

ありませんか。

議案第1号については以上でよろしいでしょうか。

他に質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） では、質疑なしと認めます。

次に、議案第2号について質疑のある議員はご発言をお願いします。

国清議員。

○7番（国清一治君） 議案第2号について質疑を行います。

この議案につきましては、第一読会でも少し聞きました。公募による施設が7件ということで、競合はなかった。中には希望がなくて、従来の団体をお願いするというふうな形になったのも事実であります。その中で、要望書が提出をされておりますが、あれからおおよそ10日間たったわけですが、それらの要望内容について検討されたのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（笹 公一君） 海川産業交流課長。

○産業交流課長（海川好史君） 道の駅ひなの里の指定管理において、井戸端塾さんのほうから要望書が提出されておまして、その内容について検討されたかというような質問ですけれども、その内容につきまして課内でも検討をして、またその後、詳細の内容について井戸端塾さんのほうに聞き取りに担当者のほうが出向いておまして、そのヒアリングについては井戸端塾さんと担当者のほうでヒアリングの聞き取りといった形で進めておまして、今後ですけれども、また早い時期に井戸端塾さんとのほうで要望の件につきましては再調整を進めて、今後の方針を決めていきたいというふうに考えております。

○議長（笹 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 私は具体的な名称は言わなかったんですけれども、今言われたように、道の駅のことです。団体において2年半ですか受けて、なかなか実績が上がらない。その原因がいろいろあるわけですが、従来役場が直接担当していた時代の考え方がなかなか変わらない、はっきり言って。そういうことで、かなりいろいろ指導をしてきましたが、なかなか思ったとおりにはいかない。団体としても、これ以上は無理だということで、もうお返しをするということに一応になりました。そういうことで、町のほうからぜひ引き続けて受けてほしいという、はっきり言って協議が何回もございました。それならばやはり要望を聞いてほしいということで、やったわけです。第一読会でも総務課長のほうからこの指定と契約とは違いますよということで、まだその間、期間があると思います。そういう問題があって、私は町長も道の駅をやった、やったと言っておりますけれども、本来の目的が達成できてないところがはっきり言ってございます。そういうことで、売り上げも伸びておりません。

そういうことで、ぜひとも道の駅の将来を考えて、どの団体が受けようとも今の状

態では非常に厳しいんでないかという判断をいたしております。全体的にこの指定管理に言えることは、町が任せたら丸投げになっているというような私は感じがいたします。絶えず、町の施設ですから、指定管理をしても各部署で十分その施設を見てほしいと思います。

最後に、町長に総体的なお考えをお答えいただきたいと思います。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） おはようございます。

議案第2号、勝浦町の公の施設の指定管理者の指定についてにつきましてご答弁申し上げます。

第一読会でもお話をさせていただきましたように、公募をした結果、1社しかなかったというようなことございまして、結果的にはこうしたことで議会にお諮りをさせていただいているということでございます。先ほど担当のほうから、特に道の駅のひなの里かつらのことにつきましては何点か、5点か6点ですか、要望書が出されております。事務局でいろいろ協議をさせていただいたということもご答弁させていただきました。今後ともお引き受けいただきまして、改善すべきところは改善し、良好な関係で運営をしていただきたいという思いがいたしております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） ほかに質疑はございませんか。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 議案第2号について質疑をしたいと思います。

この指定管理については以前より議論してはいますが、本来の指定管理者制度の機能を果たしていないという部分について何ら行政は手立を打っていないのではないかっていうちょっと観点で質問させていただきます。

残念ながら、応募によって指定管理を募集したけれども、やっぱり1団体、会社はないんで団体、1団体のみの応募ということで、その時点でサービスの優位性とか、あとは請負額の違いとか、そういった部分で何ら競争って言うたら語弊あるかもわかりませんが、よりよい施設の管理、またサービス供給体制の整備っていう部分においてよくなるふうな、そこの仕組みが生かされていないんです。果たしてこれ指定管理をする必要があるかどうかちゅうんも、ちょっと立ち返って考えるべきで

ないのかなって私自身考えております。

結局は、管理費のみの現状で言えば、町にとったら利益っていう部分も感じますし、先ほど7番議員も言われたように、なかなか指定管理に適さない。また、指定管理を出すに当たって、その出すだけの施設整備もされていないというような状況がある施設もございます。そういった部分において、以前よりそういった指定管理を請け負えるような団体の育成っていう部分は町に課せられた課題であったと思いますけれども、この間その点についても新たな非営利法人、NPO法人がK-F r i e n d s以降は出てきておりませんし、確かにまちづくり団体、地域でイベント等を行うまちづくり団体は数多く生まれておりますけれども、実際行政の仕事を取ってかわって請け負えるような組織という部分は育成されていない現状ではないのかなと思います。

この点について町長も以前より問題意識を持たれていた。しかしながら、現状においては何ら解決していないちゅう部分があると思いますので、今後において、これから指定管理続ける中で、また3年後の見直しに向けて、町としてどう取り組むべきであるか、現状の問題点とこれからの課題について町長より見解を求めたいと思います。お願いします。

○議長（笹 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第2号の公の施設の指定管理者の指定についてのご質疑でございます。

公募した結果、1社しか応募がなかったというなことで、それを管理者として認めていただきたいというようなことで、従来と余り変わったことはないんですけども、議員おっしゃるように、指定管理者の特性っていういますか、独自で企画をすとか、最初はほんな話もございましたけども、なかなか体制からいって難しいというところでもございます。独自で活発な企画展開をやっていただくことも期待をいたしておりますけども、現実なかなか思ったようにならないというところでもございます。今後とも十分団体とも協議しながら、よりよい方向性を見出していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） もうええ。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) では、質疑なしと認めます。

次に、議案第3号について。徳島県市町村総合事務組合規約の変更についての件です。質疑のある議員は発言をお願いします。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第1号から議案第3号までを一括して討論と採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(筈 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(筈 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第1号から議案第3号までは原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（節 公一君） 次に、本日追加提案されました、日程第6、議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第7、議案第5号、国民健康保険勝浦病院医療用電子内視鏡システム導入事業に係る物品購入契約の締結についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

町長から本件の趣旨説明を求めます。

中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 本会議に追加で上程をさせていただきました議案につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、阿南方面行き通学バス運行事業が町政に対する町民の信頼を損なう事態となったことにつきまして、教育組織の最高責任者としての教育長の報酬を減額するものでございます。

議案第5号、国民健康保険勝浦病院医療用電子内視鏡システム導入事業に係る物品購入契約の締結についてでございます。

これは、国民健康保険勝浦病院医療用電子内視鏡システムを整備するため、物品購入契約の相手方を定め、その者と契約を締結するに当たり、勝浦町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、町議会の議決を求めるための案件でございます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、ご審議をいただきましてご決議賜りますようお願いを申し上げます。よろしく願いをいたします。

○議長（節 公一君） 議案第4号及び議案第5号について町長の説明が終了しました。

引き続き、関係各課長から詳細説明を求めます。

議案第4号について山田企画総務課長に説明を求めます。

山田企画総務課長。

○企画総務課長（山田 徹君） それでは、議案第4号について詳細説明をさせていただきます。

議案書のほうをお開きください。

この条例の一部を改正する条例につきましてでございます。

まず、附則第1項の前に、見出しとして施行期日等を付し、附則に次の1項を加えるということでございます。

読み上げます。

23項、平成29年12月分から平成30年5月分までの教育長の給料月額は、条例第3条の規定にかかわらず、別表に定める給料月額から当該額の20%に当たる額を減じて得た額とする。ただし、手当の額の算定基礎となる給料月額については、この限りでない。

附則といたしまして、この条例は、平成29年12月1日から施行するということでございます。

見出しの部分につきましては、制定附則に見出しがついておりませんでしたので、その後の改正附則と同様とするための見出し、施行期日等を付すものでございます。

あとは、教育長の給与を平成29年12月から平成30年5月までの6カ月間、20%カットするものでございます。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長（笹 公一君） 次に、議案第5号について笠木勝浦病院事務局長に説明を求めます。

笠木勝浦病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 議案第5号について詳細説明を行います。

議案第5号をお開きください。

国民健康保険勝浦病院医療用電子内視鏡システム導入事業に係る物品購入契約の締結についてでございます。

次のとおり物品購入契約を締結する。

- 1, 契約の目的, 医療用電子内視鏡システムの更新整備。
- 2, 規格形式, FUJIFILM電子内視鏡システムLASEREO。
- 3, 数量, 1式。
- 4, 契約の方法, 指名競争入札。



5, 契約の金額, 金1,209万6,000円。

6, 契約の相手方, 徳島県板野郡藍住町奥野字和田141-2, 株式会社キタムラメ  
ディカル徳島営業所所長井門勇でございます。

別添として, 仮物品購入契約書を添付してございます。

以上でございます。

○議長(笹 公一君) 以上で議案第4号及び議案第5号の詳細説明は終わりました。

それでは, 議案第4号及び議案第5号についての総括質疑を行います。

まず, 議案第4号, 特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 質疑なしと認めます。

次に, 議案第5号について質疑のある議員は発言をお願いします。

美馬議員。

○3番(美馬友子君) この購入, いつごろから本格的に病院で使えるようになるんですか。

○議長(笹 公一君) 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長(笠木義弘君) あくまでも現在仮契約でございますので, 本議決いただいた後, 契約の締結となります。それで, 現在のところ, ここの契約書にありますように, 30年1月31日までのこの整備の限度期日を設定してございますので, それまでには使えるようになるということでございますが, 今の見込みではもう少し早くできるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長(笹 公一君) いいですか。

美馬議員。

○3番(美馬友子君) 契約の金額は, さらにこれより下がるっていう場合もあるってことですか。1,200万円, 大体このまま, 必ず。締結しとうけん。

○議長(笹 公一君) 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） この金額で落札してございますので、この金額で納品されるということでございます。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） これ指名競争入札になってます。何社を指名してこの金額になったのかと、もし発表できるのであればマックスとドロワーと、このような金額になったっちゅうん、わかれば。わかるんであろうと思います。ちょっと言うて下さい。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 本予算額は1,479万6,000円でございます。それで、入札指名者ですけれども、5社を指名してございます。それで、今回の株式会社キタムラメディカルさんが最低入札金額ということでございます。マックスはこれ消費税抜きでございますが、キタムラメディカルさんがこれから消費税を抜いた額1,120万円、それから高いのが1,170万円、50万円の差でございます。

以上でございます。

両方とも税抜きの価格でございます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） 落札価格っちゅうんは大体何%ぐらいになります。80何ぼ、90%近いですね。

○議長（笹 公一君） 笠木事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 設定額に対しまして81.8%の落札額でございます。

○議長（笹 公一君） 麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） たちまちきのうの一般質問の続きではございませんが、ひとつ買っても、こんだけかかるんやから、いろいろといけるもんは使うてもろうて、いよいよあかんもんはしてほしいなど。よろしく。

○議長（笹 公一君） 答弁要らん。

ほかに質疑ありませんか。

仙才議員。

○1番（仙才 守君） 念のために聞いておきます。

○議長（笹 公一君） 座ってでいいですよ。第一読会。

○1番（仙才 守君） 立ったらいけんの。

○議長（笹 公一君） はい。

○1番（仙才 守君） 設備の更新になっています。1つは、ちゅうことは既設の機械があるということ。その既設の機械はどんなんなったのかということ。それから、この機種が選ばれた主な理由。その2点お願いします。

○議長（笹 公一君） 笠木病院事務局長。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 既設の機械については、廃棄ということになります。

それから、この機種を選定した理由。

○4番（麻植秀樹君） このメーカー。

○勝浦病院事務局長（笠木義弘君） 既設の機械ですか。既設の機械につきましては、FUJIFILM製の機械が入っております。それで、光源等が新しくなりますので、現在のカメラも使えないということで、今回全て更新という形をとらせていただいております。

それで、この機械を決めた、なぜこの機種を選定したのかということだろうと思えますけれども、この機種、それから今回FUJIFILM製の機械、機種を選定しとんですけれども、あとその他の機種等も参考ということで、事前に医師に使用していただきまして、院内での医師の意見を聞きながら、一番使いやすい機種ということで、こちらを選定させていただいております。

以上でございます。

○議長（笹 公一君） ほかにございませんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） では、以上で総括質疑を終了します。

お諮りします。

議案第4号並びに議案第5号を第二読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたしました。

議事の都合により、休憩とします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（節 公一君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

まず、議案第4号について質疑のある議員は発言をお願いします。

国清議員。

○7番（国清一治君） 議案第4号について質疑を行います。

この議案につきましては、昨日の会議終了後に事前協議がございます。その中で、いろいろと議員からも意見があったわけですが、総体的には厳し過ぎるんでないかという意見がありました。これは事実であります。聞いてみますと、当事者とも話されたということで、これについては深くは申しませんが、昨日も答弁にございましたように、やはりガバナンスの問題ということがこれは根底にあるんでないかと思っております。これは、私から見ますと、教育委員会だけの問題でなしに、町行政全般にわたってあるんでないかと思っております。

そこで、提案者である町長に聞きたいと思いますが、税の問題も含めて、ガバナンスが非常に同僚議員からも言われました。これはこの処分以後の問題にもかかわってくると思いますので、そこらを含めて、責任者である町長から答弁をいただきたいと思っております。

○議長（節 公一君） 中田町長。

○町長（中田丑五郎君） 議案第4号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてのご質疑でございます。

このことにつきましては、昨日も会議で申し上げましたように、教育長の職務というようなことで、町として求められた全ての教育委員会の事務をつかさどるということでございまして、管理監督の能力発揮が足りていなかったということでございまして、今回最高責任者でございます教育長を提案をいたしておりますように6カ月間、20%の減給とするというようなことを提案させていただいたところでもございます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 町長，後の町全体のガバナンスについて町長。

○町長（中田丑五郎君） 今回これに限らず、税の問題にもかかわってくることもございまして、いろいろ再発事故等につきましても検討しているところでもございまして、今後いろんな手段を講じながら事故再発防止に努めていきたいというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 国清議員。

○7番（国清一治君） 先ほども言いましたけれども、これから以後、職員間でスムーズにいてもらいたい。これは議員総意でございまして、議会も注視していきたいと思えます。先ほども言いましたように、処分的には厳しいものであったということはおえて言っておきます。

以上で質疑終わります。答弁は要りません。

○議長（節 公一君） ほかにございせんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号について質疑のある議員は発言をお願いします。

勝浦病院の内視鏡システム導入事業について質疑ございせんか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第三読会に付することにご異議ございせんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

議案第4号及び議案第5号の2件を一括して討論と採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 異議ありませんので、一括して討論と採決を行うことに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(節 公一君) 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(節 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、議案第4号及び議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(節 公一君) 次に、日程第8、発議第1号、核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第1号について仙才議員の説明を求めます。

仙才議員。

○1番(仙才 守君) 1番議員仙才でございます。

読み上げますが、読む前に何か言えっていう話がちょっとあったんですけども、興奮して読み間違えたらいかんので控えておきます。ただ、私はこれは至って普通の

ことを言うてると、こう思ってます。特別なことを言っとんではないと。そのことだけ前置きで言っときます。

それでは、読み上げます。

発議第1号、核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書について。このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。平成29年11月17日提出。提出者、勝浦町議会議員仙才守。賛成者、同井出美智子。勝浦町議会議長笹公一殿。

次のページです。

核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書。

1945年8月6日と9日、米軍が投下した2発の原子爆弾は、一瞬にして広島、長崎を壊滅させ、数十万もの人々を無差別に殺傷した。生き残った被爆者は、再び被爆者をつくるな。核兵器を地球からなくそうと訴え続け、日本の反核平和運動の高まりとともに、その声は世界中に広がっている。

こうした中で、ことし3月と6月に交渉会議が開かれ、7月7日、122カ国の賛成で核兵器禁止条約が採択された。条約の前文では、核兵器の使用がもたらす人道上の破滅的な結果を強調するとともに、核兵器使用の被爆者及び核実験被害者の苦難に留意と述べている。条約締結国は、開発、生産、製造、取得、所有、貯蔵、移転、受領、それから使用、核爆発実験などを禁止し、その領土と管理地域への核兵器の配置、導入、配備など、などをやね、これは。などを禁止する義務を負うとしている。条約は、自国の核兵器を廃棄した国のための措置を盛り込み、全ての国連加盟国に条約の加入を促し、核保有国にも条約参加の道を開いている。このことは、核兵器廃絶へ向け大きな一歩であり、唯一の被爆国の政府として積極的な役割が求められている。

本町議会は、非核平和都市宣言を全会一致で決議している。よって、本町議会は政府が核兵器禁止条約に調印し、批准することを求め、核兵器廃絶のためにイニシアチブを発揮するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。2017年11月17日。徳島県勝浦町議会。提出先、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣。

以上でございます。

○議長（節 公一君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第1号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付すことに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

質疑のある議員はご発言をお願いします。

質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 質疑なしと認めます。

本件を第三読会に付することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定しました。

これより第三読会を開きます。

本件について討論と採決を行うことに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（節 公一君） 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたしま



す。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

松田議員。

○5番（松田貴志君） 発議第1号、核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書について、反対の立場で討論をしたいと思います。

核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書について、示されているように、我が国は唯一の核被爆国としてイニシアチブを発揮することは強く望むところではありますし、また二度と核兵器による被害者を出さない。地球上から核兵器を廃絶するための努力は継続してほしいと願うところでもあります。ただし、今回の核兵器禁止条約については、核保有国と、また日本や韓国、北大西洋条約機構、いわゆるNATO加盟国など、核保有国のいわゆる核の傘に国の安全を依存している国々は会議に参加しておりません。一方、オランダはNATO加盟国ではありますが、会議に参加し、反対を表明を投じました。さらには、この採択をめぐって、核兵器の非人道性を訴えて条約を推進した国々と核兵器によって戦争を防ぐという核抑止論を主張する核保有国との溝はさらに深まりました。

しかし、現実の国際政治の中で核が存在するということは事実でありますし、また核保有国抜きにして核廃絶を実現することはできないという現実があります。核軍縮については、日本政府も核保有国、非保有国も、2020年、NPT、核拡散防止条約運用検討会議の成功に向けてNPT体制の維持強化が必要であるとの認識のもと、その第一歩として、政府は11月27日、28日に被爆地の広島市で核軍縮の実質的な進展のための県人会合、初会合を開催する予定であります。日本国政府として、まずはこの核保有国と非保有国の溝を埋める対話が不可欠でありますし、核兵器のない世界実現には、唯一の戦争被爆国である我が国日本がしっかりとリーダーシップをとって解決に当たるのが私は望まれることと思っております。

政治家というものは、理想を追い求めることは確かに大事ではありますが、一つ一つ実績を重ねる上で、さらには目的達成のために着実に努力することも大事であります。こういった観点から、今回核兵器禁止条約に対してサインを示し、また批准をすることによってこの溝をさらに深めることは私自身本意ではありませんし、また現時

点で日本政府としても努力をしている。これから努力をするという部分も現実的に行われておりますので、ここにしっかりと期待をして、私自身も核兵器がこの世の中から消えてほしいと思っている一人として日本国政府の現状の姿勢に対してサインを示す中で、今回のこの意見書については反対という立場で意見を表明させてもらいます。

以上です。

○議長（笹 公一君） 反対の立場での討論は終わりました。

続いて、賛成の立場の方の討論。

美馬議員。

○3番（美馬友子君） 賛成の立場で理由を述べ、討論いたします。

私は、核兵器は違法と、国際ルールになればと思っている一人であります。安全を守るために、小さなときから、けんかはあかん。暴力はだめ。武器を持つてのけんかは、それは絶対あかんよって、皆さん教えられてきたと思います。戦争はしない。でも、安全を他国に、強いて言えば他人に依存しています。私は、子を持つ親として、より平和の暮らしが守れるために、この意見書に賛成いたします。

○議長（笹 公一君） 次に、反対の立場の方の討論ありませんか。

反対の立場の方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） なければ、賛成の方の立場での討論。

井出議員。

○9番（井出美智子君） 意見書に賛成の立場で討論いたします。

まず、NPTという言葉が先ほど松田議員から出ておりましたが、これは1967年1月以前に核兵器を保有した国が結んだ条約で、核兵器不拡散条約、これは保有が条約上許されて、これ以上ふやさないという条約です。それは今持っている国と持たない国の間をつなぐ条約としてつくられているのが今核兵器反対の署名なわけです。

それで、日本も条約提案しています。先ほど松田議員がおっしゃっていましたが。この日本提案の決議案に対して世界はどういう認識かということをお願いしますが、これはこの7月に核兵器禁止条約の採択が国連でされましたが、この条約に対する言及が全くありません。それから、核兵器不使用の表現を後退させたと世界的に認識されま

す。毎年こういう条約が出されていますが、日本提案の条約に対して賛成が144、これは去年より賛成が23カ国減っています。それから、棄権も10カ国ふえているわけです。これは、アメリカに追従する言いわけ、アメリカの核の傘に依存して、核兵器の使用と威嚇は欠かせないという条約の中身だということで、大義がないというふうに認識されているということを申したいと思います。

なぜ勝浦町議会として核兵器反対の条約に政府が批准してほしい、署名してほしいということを決議するかと言えば、今必要なことは、核をめぐる緊張が高まっている今だからこそ、核兵器の全世界的な禁止と廃絶が求められているわけです。核保有国の道理のない主張は、世界的に今道義的、政治的に追い詰められているわけです。核の傘から脱却して、核兵器の禁止と廃絶を求める世界的な流れに合流してほしいという国民の多くの願いを一町議会としてしっかり政府に上げていくことこそが今求められていると思うわけです。既にこれは53カ国が調印しています。

最後に、グテーレス国連事務総長の言葉をかりて締めくくりとしたいと思います。

核への不安が最高度に達しているときだから、核兵器のない世界の実現に向けたビジョンと強い決意を示すことを全ての諸国に求める。政治家はやはり理想と大義を語り続けて、その実現のために力を尽くしてこそ真の政治家と言えらると思います。

以上、賛成をよろしく願いいたします。

○議長（笹 公一君） ほかに討論ございませんか。

麻植議員。

○4番（麻植秀樹君） 発議第1号、核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書についての私なりの反対の討論をさせていただきます。

書いてますように、核保有国にも条約参加の道を開いているとなっております。まず一番に私が考えますのは、幾ら核を放棄しろしろ言うてみたところで、日本を取り巻いておるところの国も現実には核保有国でありますし、何か有事の際は、あつてはならないことではありますが、起きるやもわからんというリスクを前提に置いて何事も対処をせねばならんときに、言い方は悪いですが、きれいごとだけでは国民、また町民も守っていくことができないと考えております。そのことから、そういう観点から批准に向けた意見書に対しては、簡単に言ってしまいましたが、反対をしたいと思います。

○議長（筈 公一君） 他に討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（筈 公一君） 討論なしと認めます。

これより発議第1号、核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（筈 公一君） 賛成者多数と認めます。したがって、発議第1号、核兵器禁止条約の調印、批准へ向けた意見書については原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（筈 公一君） 次に、日程第9、発議第2号、道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についてを議題とします。

これより第一読会を開きます。

提出者の趣旨説明を求めます。

発議第2号について松下議員から説明を求めます。

松下議員。

○2番（松下一一君） 発議第2号、道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書について。このことについて、勝浦町議会会議規則第11条第1項の規定により提出する。平成29年11月17日提出。提出者、勝浦町議会議員松下一一。賛成者、勝浦町議会議員仙才守、美馬友子、麻植秀樹、松田貴志、筈公一、国清一治、森本守、井出美智子、大西一司。勝浦町議会議長筈公一殿。

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書。

道路は、地域経済の活性化や住民の安全・安心な暮らしを支える最も基本的かつ重要な社会資本の一つである。しかしながら、本県における道路の整備水準は、地形的、地質的特性等から依然として全国に比べ大きく立ちおくれている。また、厳しい財政状況の中、高速交通ネットワークの整備、南海トラフ地震等の大規模災害に対する防災、減災対策、地域の活力の維持増進等に必要な道路整備のほか、県民が安心・安全に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき多くの課

題を抱えている。

現在、国においては道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、道路財特法）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等のかさ上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。しかしながら、本法は平成29年度までの時限措置であり、来年度以降、補助率等が実質的に低減されることは真に必要な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生及び国土強靱化の実現に大きな影響を与えることが懸念されるところである。よって、国におかれは、地方の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算の所要額の確保はもとより、道路財特法の補助率等のかさ上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年11月17日。徳島県勝浦町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（笹 公一君） 提出者の説明は終わりました。

これより発議第2号について総括質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件を第二読会に付することに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議ありませんので、本件は第二読会に付することに決定いたします。

これより第二読会を開きます。

第二読会における議員間の自由討議を省略したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（笹 公一君） 異議なしと認めます。

それでは、これより詳細質疑を行います。

質疑のある議員ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 質疑なしと認めます。

本件を第三読会に付することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 異議ございませんので、本件は第三読会に付することに決定いたしました。

これより第三読会を開きます。

本件について討論と採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 異議ありませんので、討論と採決を行うことに決定いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 討論なしと認めます。

発議第2号、道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書についての採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本件について原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(笹 公一君) 賛成者多数と認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(笹 公一君) 次に、日程第10、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付しましたとおり派遣することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(笹 公一君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件については原案のとおり派遣することに決定いたしました。

はい。

○7番(国清一治君) 小休願います。

○議長(笹 公一君) 小休します。

午前11時13分 休憩

午前11時13分 再開

○議長(笹 公一君) 再開します。

失礼しました。

本来なら開会冒頭に報告するところ、私のほうの手違いで抜けておりましたことをおわびします。

行政視察並びに議会広報の視察については、お手元に報告書が届いてると思いますので、よくよく熟読の上、また皆さん参考にしていただきたいと思います。失礼いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもって本会議に付議された案件の審議は全て終了しました。

それでは、平成29年11月みかん会議閉会に当たり、中田町長から挨拶をお願いします。

中田町長。

○町長(中田丑五郎君) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本会議に提案をいたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、ご決議いただきましたことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。また、本会議の一般質問におきましても、多方面にわたりまして、本町の行政推進につきましてご提言をいただき、特に私の中田町政の3期12年を総括してのご質問やご提言をいただきましたことにつきまして、厚く御礼を申し上げる次第でもございます。ご提言をいただきました内容につきましても、今後の町勢発展のために生かしてまいりたいと存じておるところでもございます。

さて、去る11月12日にはかつうら元気市2017軽トラ市9を開催をいたしましたとこ

ろ、当日会場となりました星谷運動公園では、千葉県の勝浦市、那智勝浦町の勝浦ネットワークからの物産品を初め、町内外から59店の出店によりまして、約6,000人の方々のご来町をいただきましたことに対しましても、大いににぎわったところでもございます。今後とも地域のにぎわいづくりにご協力賜りますようお願いを申し上げます次第でもございます。

年の瀬も押し迫ってまいります。本年は秋の深まりも早いと言われております。年末に向けまして、これからもう寒さが一段と厳しくなっていくものと思われまします。議員の皆様方におかれましては、くれぐれも健康に十分ご留意をされまして、ますますのご活躍をされますことを心から祈念を申し上げますとともに、今後とも町勢発展のために格別のご指導なりご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鄒 公一君） 以上で本日は散会といたします。

お疲れさんでした。

午前11時17分 散会

以上会議の顛末を記し相違ないことを証するためにここに署名する。

勝浦町議会議長

勝浦町議会議員

勝浦町議会議員